

# 少子化社会対策大綱に係る住宅施策、まちづくりについて

国土交通省住宅局

令和3年8月

# 少子化社会対策大綱に係る住宅施策、まちづくりについて

## <これまでの取組>

融資、税制を通じた住宅の取得等の支援  
 良質なファミリー向け賃貸住宅の供給促進  
 新たな住宅セーフティネット制度の推進  
 公的賃貸住宅ストックの有効活用等による居住の安定の確保  
 公的賃貸住宅と子育て支援施設との一体的整備等の推進

## <現状・進捗状況>

地域型住宅グリーン化事業  
 長期優良住宅化リフォーム推進事業  
 三世帯同居に対応した住宅リフォームを行う場合の特例措置(所得税)  
 UR賃貸住宅における近居の促進について  
 優先入居の取扱い  
 住宅セーフティネット制度  
 地域優良賃貸住宅制度の概要  
 地域居住機能再生推進事業  
 福祉連携型公的賃貸住宅改修事業  
 住宅市街地総合整備事業(拠点開発型・街なか居住再生型)  
 団地再生や再開発事業に併せた建築物におけるテレワーク環境整備促進

各事業の概要等は別紙参照

## <今後の課題と取組方針>

【子どもを産み育てやすく良質な住宅の確保】

子育てしやすく家事負担の軽減に資するリフォームの促進、住宅内テレワークスペース等の確保

住宅の年収倍率の上昇等を踏まえ、時間に追われる若年世帯・子育て世帯の都心居住ニーズもかなえる住宅取得の推進

駅近等の利便性重視の共働き・子育て世帯等に配慮し、利便性や規模等を総合的にとらえて住宅取得を推進。子どもの人数、生活状況等に応じた柔軟な住替えの推進

民間賃貸住宅の計画的な維持修繕や、賃貸住宅管理者登録制度に基づく管理業者の適切な管理業務等を通じて、良質で長期に使用できる民間賃貸住宅ストックの形成と賃貸住宅市場の整備の推進。賃貸住宅の特性を踏まえた長期優良住宅制度の見直し

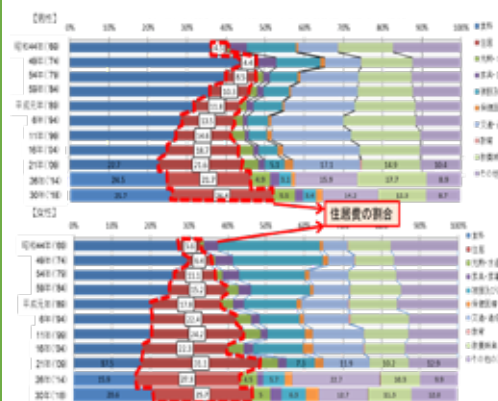
防音性や省エネルギー性能、防犯性、保育・教育施設や医療施設等へのアクセスに優れた賃貸住宅の整備

【子育てしやすい居住環境の実現とまちづくり】

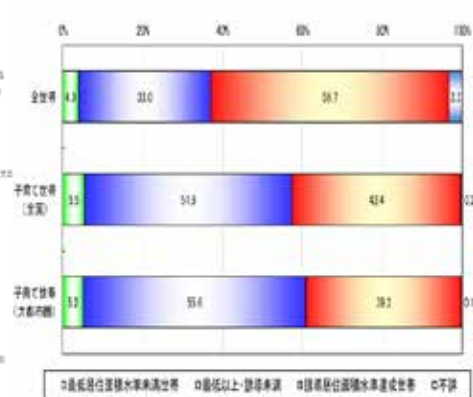
住宅団地での建替えや再開発等における子育て支援施設や公園・緑地等、コワーキングスペースの整備など、職住や職育が近接する環境の整備  
 既成市街地における空き家や空き店舗等、既存ストックを活用した地域の交流施設の整備による子育て支援機能の充実  
 地域のまちづくり方針と調和したコンパクトシティの推進とともに、建築協定や景観協定等を活用した良好な住環境や街なみ景観の形成等により、どの世代も安全で安心して暮らせる居住環境・住宅地を整備

## <関連するデータ>

30歳未満の勤労単身世帯の男女別1か月平均消費支出



子育て世帯の居住面積水準達成状況



## <施策の進捗状況等を把握する主な指標>

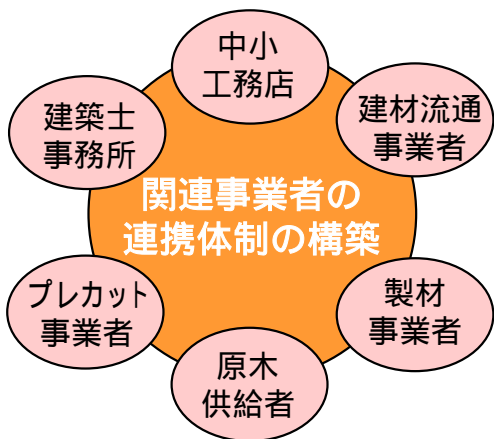
- 民間賃貸住宅のうち、一定の断熱性能を有し遮音対策が講じられた住宅の割合  
約1割(H30) 2割(R12)
- 公的賃貸住宅団地(100戸以上)における地域拠点施設併設率  
29%(R1) おおむね4割(R12)

# 子育て世帯の住宅取得に対する支援について

# 地域型住宅グリーン化事業

地域における木造住宅の生産体制を強化し、環境負荷の低減を図るため、資材供給、設計、施工などの連携体制により、地域材を用いて省エネルギー性能や耐久性等に優れた木造住宅・建築物の整備、住宅の省エネ改修の促進を図るとともに、**三世帯同居や若者・子育て世帯に対する支援**を行う。

## グループの構築



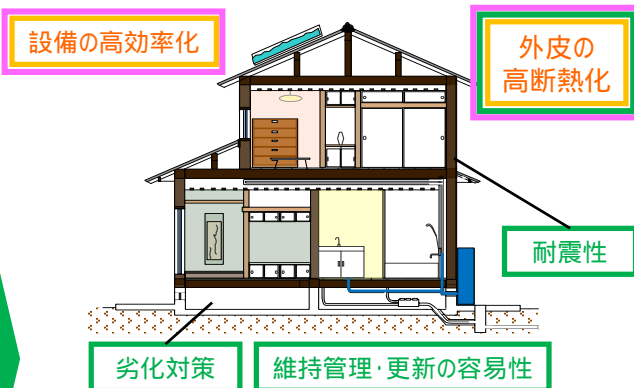
## 共通ルールの設定

- 地域型住宅の規格・仕様
- 資材の供給・加工・利用
- 積算、施工方法
- 維持管理方法
- その他、グループの取組

## 地域型住宅・建築物の整備

### 補助対象（住宅）のイメージ

住宅の新築について、土砂災害特別警戒区域は補助対象外。



<住宅の新築における加算措置>

地域材加算  
主要構造材（柱・梁・桁・土台）の過半に地域材を使用する場合、20万円/戸を限度に補助額を加算

三世帯同居加算  
玄関・キッチン・浴室又はトイレのうちいずれか2つ以上を複数箇所設置する場合、30万円/戸を限度に補助額を加算

若者・子育て世帯加算  
40歳未満の世帯又は18歳未満の子を有する世帯の場合、30万円/戸を限度に補助額を加算

～の併用は不可。

### 補助対象（建築物）のイメージ



### 長寿命型

#### 長期優良住宅

補助限度額  
110万円/戸  
1次エネルギー消費量が省エネ基準 20%となる場合、30万円/戸補助限度額を引き上げ  
4戸以上の施工経験を有する事業者の場合、補助限度額100万円/戸

### 高度省エネ型

#### 認定低炭素住宅 又は 性能向上計画認定住宅

70万円/戸

### ゼロエネ住宅型

#### ゼロ・エネルギー住宅

140万円/戸

寒冷地、低日射地域、多雪地域に限り、Nearly ZEHを補助対象  
4戸以上の施工経験を有する事業者の場合、補助限度額125万円/戸

### 省エネ改修型

#### 省エネ性能が一定程度向上する断熱改修

50万円/戸

### 優良建築物型

#### 認定低炭素建築物など一定の良質な建築物

1万円/㎡（床面積）

# 長期優良住宅化リフォーム推進事業

良質な住宅ストックの形成や、子育てしやすい生活環境の整備等を図るため、既存住宅の長寿命化や省エネ化等に資する性能向上リフォームや子育て世帯向け改修等に対する支援を行う。

## 事業概要

### 【対象事業】

以下の 、 を満たすリフォーム工事

インスペクションを実施し、維持保全計画・履歴を作成すること  
工事後に耐震性と劣化対策、省エネルギー性が確保されること

【補助率】 1 / 3

【限度額】 100万円 / 戸

長期優良住宅(増改築)認定を取得する場合 200万円 / 戸  
さらに省エネ性能を向上させる場合 250万円 / 戸

三世帯同居改修工事を併せて行う場合は、上記の限度額のほか、  
50万円 / 戸を上限として補助

若者・子育て世帯が工事を実施する場合、または既存住宅を購入し  
し工事を実施する場合は、上記の限度額に、50万円 / 戸を加算

インスペクションの実施

維持保全計画・履歴の作成

性能向上等

・耐震性  
・劣化対策  
・省エネルギー性  
・維持管理・更新の容易性  
・バリアフリー性  
・可変性

子育て世帯向け改修

三世帯同居改修

防災性・レジリエンス性向上改修



## 効果

良質な既存住宅ストックの  
形成

既存住宅流通・  
リフォーム市場の活性化

子育てしやすい  
生活環境の整備

# 三世代同居に対応した住宅リフォームを行う場合の特例措置(所得税)

「希望出生率1.8」の実現に向けて、世代間の助け合いによる子育てしやすい環境整備を図るため、三世代同居に対応したリフォーム工事を行う場合に、税制上の特例措置を講じる。

## 施策の背景

**三世代同居に係る政策上の位置付け**  
**少子化社会対策大綱**  
 (令和2年5月29日閣議決定)  
 「家族において世代間で助け合いながら子育てを育てることができるよう、三世代同居に対応した優良な住宅の整備・リフォームに対して支援を行うとともに、(中略)三世代同居・近居しやすい環境づくりを推進する」

**新・三本の矢**(一億総活躍国民会議)  
**<第二の矢>「夢をつむぐ子育て支援」**  
 希望出生率1.8がかんう社会の実現  
 子育て支援 - 三世代同居・近居の促進

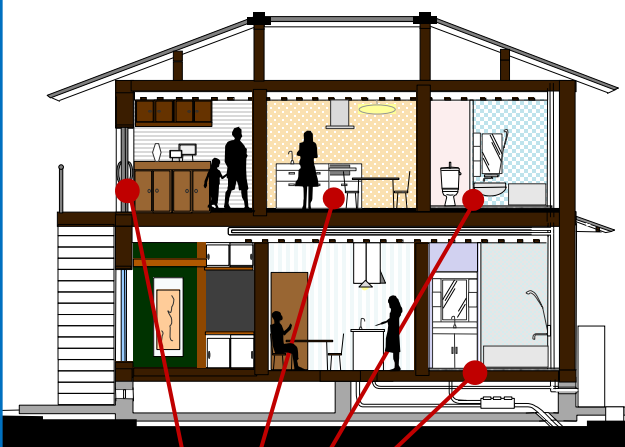
**三世代同居に係る現状・課題**

子育て世代である30～40歳代の約20%が三世代同居を理想の住まい方と考えている。  
 (出典:家族と地域における子育てに関する意識調査(平成26年3月、内閣府))

一方、三世代同居世帯は263万世帯(全世帯の5.1%)にとどまる。  
 (出典:「国民生活基礎調査」令和元年6月現在)

住宅を三世代同居とする場合にはキッチン、トイレ、浴室又は玄関を増設・改修することが一般的。

三世代同居仕様とするためには、おおむね250万円のかかり増し費用が必要。



## 制度の概要

三世代同居に対応したリフォーム工事を行う場合に、以下の特例措置を講じる。  
 (キッチン、浴室、トイレ又は玄関のうち少なくとも1つを増設し、いずれか2つ以上が複数箇所ある場合)

- 1. リフォーム投資型減税(所得税)**
- 対象工事に三世代同居対応工事を追加
  - 工事費等の10%を所得税額から控除  
 (対象工事限度額250万円)

- 2. リフォームローン型減税(所得税)**
- 2.0%対象工事に三世代同居対応工事を追加
  - ローン残高の一定割合を所得税額から控除

	限度額	最大控除額	控除率	対象工事限度額	最大控除額
耐震	250万円	25万円	2%	バリアフリー・省エネ・ <b>三世代同居</b> 工事限度額	62.5万円(5年間) [三世代同居等 250万×2%×5年=25万 その他工事 750万×1%×5年=37.5万]
バリアフリー	200万円	20万円			
省エネ	250万円	25万円			
<b>三世代同居</b>	<b>250万円</b>	<b>25万円</b>	1%	その他工事限度額	2%分と合計1,000万円

**三世代同居対応工事**  
 キッチン・トイレ・風呂・玄関の増設



キッチンの増設



玄関の増設



トイレ・浴室の増設

適用期限:平成28年4月1日から令和3年12月31日まで

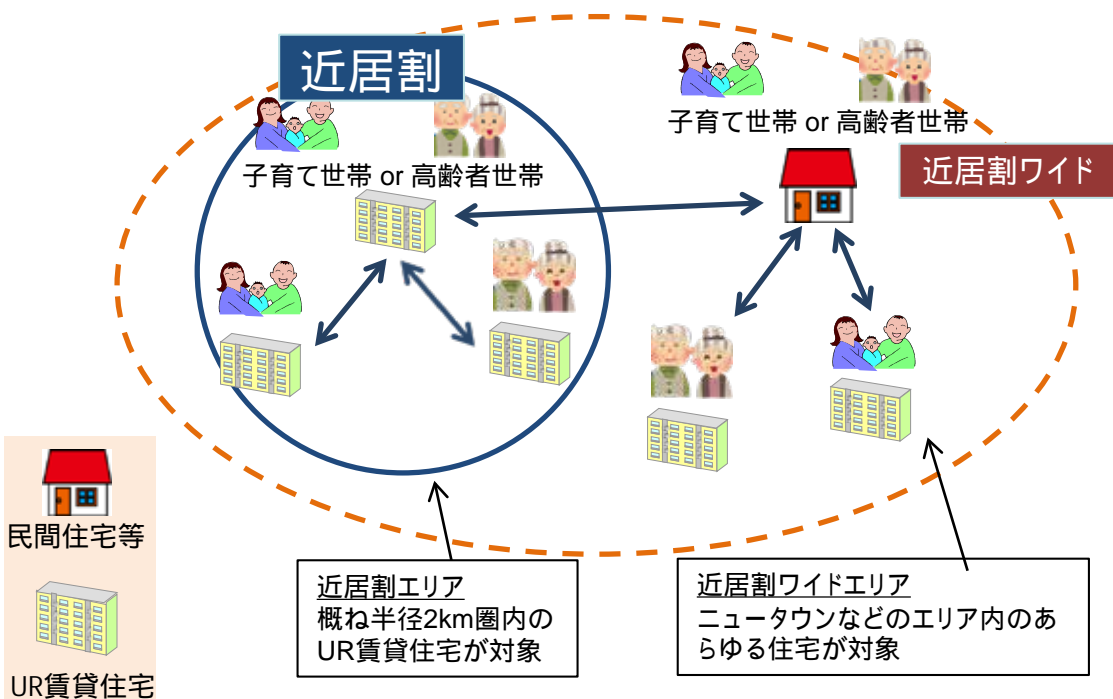
# UR賃貸住宅における近居の促進について

子育て世帯、高齢者世帯等と支援する親族の世帯がUR賃貸住宅に近居する場合、**新たに入居する世帯の家賃を5年間・5%割引。**

ニュータウンなどの地域では**近居割ワイド(一方の住宅がUR賃貸住宅以外でも可)**を実施。

## イメージ

新たにUR賃貸住宅に入居する世帯  
を対象に5年間・5%家賃を割引



## 対象世帯

### 被支援世帯

- ・子育て世帯  
(現に同居する満18歳未満の子を扶養している世帯。妊娠中を含む。)
- ・満60歳以上の高齢者がいる世帯
- ・4級以上の身体障がい又は重度の知的障がい等のある方を含む世帯

### 支援世帯

- ・左記対象世帯を支援する直系血族又は現に扶養義務を負っている3親等内の親族を含む世帯

H25.9導入

公営住宅の入居者の募集方法については、住宅に困窮する低額所得者の中でも特に困窮度が高い者について、地域の実情を踏まえた地方公共団体の判断により、入居者の募集・選考において優先的に取り扱うこと（優先入居）が可能。

【平成25年6月27日付国住備第57号住宅総合整備課長通知】

## （１）優先入居の対象世帯

現在の社会経済情勢に照らし、特に居住の安定確保が必要な者として優先入居の取扱いを行うことが適当と考えられる世帯

高齢者世帯 / 障害者世帯 / 著しく所得の低い世帯 / 母子・父子世帯 /  
小さな子どもがいる世帯や多子世帯等の住宅困窮度の高い子育て世帯 / DV被害者世帯 /  
犯罪被害により従前の住居に居住することが困難となった世帯 / 中国残留邦人等世帯

## （２）優先入居の方法

### 倍率優遇方式

優先入居の取扱いを行う世帯の抽選における当選率を、他の一般の入居申込者より有利に取扱う方式

### 戸数枠設定方式

募集を行う公営住宅の住戸の中に、優先入居の取扱いを行う世帯の戸数枠を設ける方式

### ポイント方式

住宅困窮度合の指標となる居住水準、家賃負担等の各項目について点数で評価し、合計点数の高い世帯から入居者を決定する方式。（障害者世帯同士や子育て世帯同士等であっても、障害者程度区分や子の年齢等に応じて点数に差を設けるなどの取扱いが考えられる。）



# 住宅セーフティネット制度

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律（平成29年4月26日公布 10月25日施行）

住宅確保要配慮者の入居を拒まない  
賃貸住宅の登録制度

登録住宅の改修・入居への経済的支援

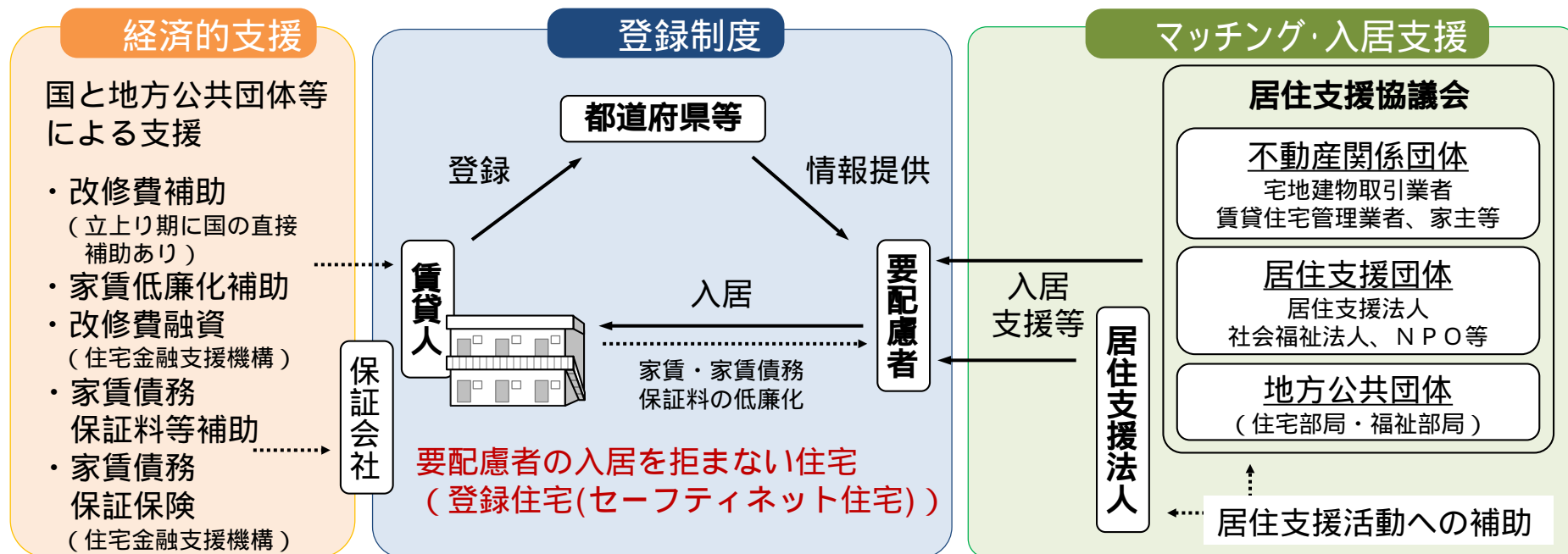
住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

【施行状況(R3/6/30時点)】

住宅確保要配慮者円滑入居 賃貸住宅の登録	478,102戸 (47都道府県)
居住支援法人の指定	415者 (47都道府県)
居住支援協議会の設立	108協議会
家賃債務保証業者の登録	78者
供給促進計画の策定	36都道府県17市町

受付・審査中の217,934戸を合わせて696,036戸

## 【住宅セーフティネット制度のイメージ】



## 1. 目的

高齢者世帯、障害者世帯、新婚・子育て世帯等、各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供する良質な賃貸住宅の供給を促進するため、住宅の整備等及び家賃の低廉化に要する費用について支援を行う。  
〔地域優良賃貸住宅制度要綱（平成19年3月28日付け国住備第160号）〕

## 2. 制度概要

### 入居対象

下記に掲げる者のうち、原則として収入分位70%（月収38.7万円）以下の者  
高齢者世帯、障害者等世帯、新婚世帯、子育て世帯、  
地方公共団体が地域住宅計画に掲げる者 等

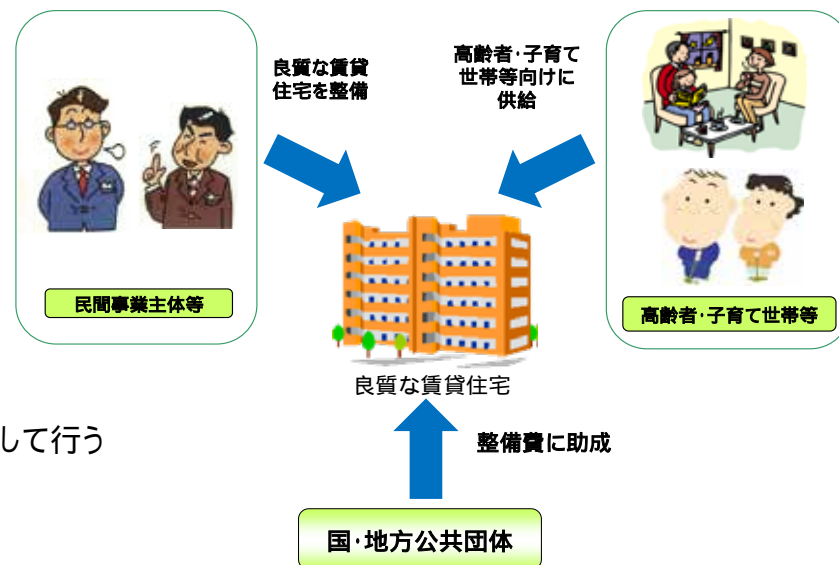
### 整備に対する国の支援

- ・事業主体が民間事業者等の場合  
地方公共団体が助成する費用（住宅の建設・買取費の1/6等）の原則 50%
- ・事業主体が地方公共団体の場合  
住宅の整備費の原則 50%

### 家賃低廉化に対する国の支援

下記の者が入居する地域優良賃貸住宅を対象に、地方公共団体が事業主体に対して行う家賃低廉化助成に要する費用（上限：4万円/月・世帯）の原則 50%

- ）収入分位 0～25%（月収15.8万円以下）の世帯
- ）収入分位 0～40%（月収21.4万円以下）である次の世帯  
高齢者世帯、障害者等世帯、小学校卒業前の子どもがいる世帯 等
- ）収入分位 0～50%（月収25.9万円以下）である新婚・子育て世帯  
（R8.3.31までに家賃低廉化の適用が開始される世帯を対象とする時限措置）



< 制度イメージ（事業主体が民間事業者等の場合） >

## 3. 整備実績（令和元年度末）

一般型（特優賃等）	・・・	60,750戸
高齢者型（高優賃等）	・・・	40,726戸

前身の制度により整備されたものを含む。  
地域優良賃貸住宅は、平成22年度以前においては、入居者の属性に応じて、それぞれ「一般型」と「高齢者型」として運用されてきたため、左記の実績値は従前の分類に従って計上している。

# 子育てしやすいまちづくりに向けた取組について

# 地域居住機能再生推進事業

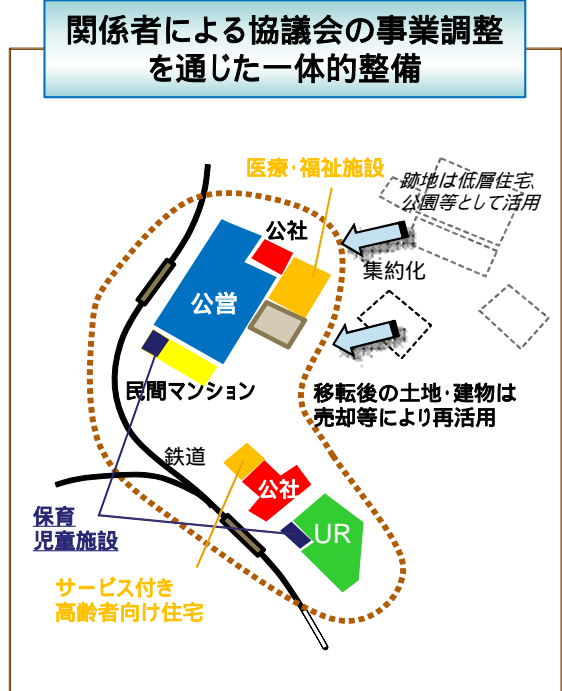
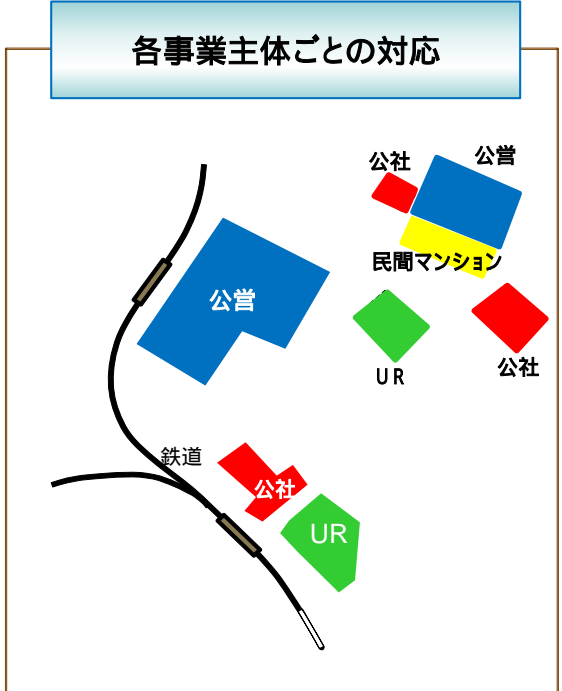
## 現状・課題

高齢化が急速に進展する地域における公的賃貸住宅団地の老朽化、生活サービス機能の不足  
大規模団地の再生を通じて、周辺の市街地も含めた地域全体の再編を図る必要性

## 事業目的

大規模な公的賃貸住宅団地を含む高齢化の著しい地域において、多様な主体の連携・協働により、居住機能の集約化等とあわせて子育て支援施設や福祉施設等の整備を進め、地域の居住機能を再生する取組みを総合的に支援する。

## 地域居住機能の再生のイメージ



居住機能の集約化とあわせて大規模団地等の地域居住機能を再生

多様な主体の協働による事業実施

高齢者世帯・子育て世帯向けの施設や交流機能等を導入

## 事業概要

### 対象事業

公営住宅、改良住宅の既存ストックについて、大規模な改修と併せて、地域の住民が利用可能な子育て支援施設や高齢者福祉施設、コミュニティ施設等の生活支援施設の導入を図る取組み

事業主体：地方公共団体（公営住宅・改良住宅）

補助率：1 / 2

### 補助対象

調査・設計等費用

改修工事費用（住戸や共用部分、屋外・外構改修費用に加え、生活支援施設の導入に最低限必要となる工事に係る費用が対象）

効果検証費用（先進的な技術を用いたサービスと連携し、検証を行う場合に限る）

### 対象となる生活支援施設

高齢者福祉施設：見守り等サービス拠点、訪問介護、デイサービス事業所等のほか、高齢者向けサロン、コミュニティ室、認知症カフェ、体操・運動教室 など

子育て支援施設：小規模保育施設、児童館、学童保育所等のほか、子育てサロン、つどいの広場 など

その他、障害者福祉施設、多様な世代の交流促進や地域コミュニティ活動の活性化等に資する交流施設 など

提案については、有効性や新規性・汎用性の観点から審査を行います

### 【想定取組事例】

#### <子育て支援施設の導入>

- 地域の子育て世帯のための小規模保育施設や一時預かりサービス等の導入



#### <高齢者支援施設の導入>

- 地域の高齢者のための交流場所や見守り活動拠点等の導入
- IoT等を活用した見守りサービスの導入と効果検証



## 事業の特徴・活用のメリット

- ・ 社会資本整備総合交付金と別枠で活用できます
- ・ 住宅の改修工事に加えて、生活支援施設を導入するための工事（施設の内装や水回り設備など）も補助対象となります

# 住宅市街地総合整備事業（拠点開発型・街なか居住再生型）の概要

既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、街なか居住の推進等を図るため、住宅市街地の再生・整備を総合的に行う

## 拠点開発型の地区要件

### 【整備地区の要件】

- ・重点整備地区を一つ以上含む地区
- ・整備地区の面積が概ね5ha以上（重点供給地域は概ね2ha以上）
- ・原則として住宅戸数密度が30戸/ha以上の地区

### 【重点整備地区の要件】

- ・重点整備地区の面積が概ね1ha以上（重点供給地域は概ね0.5ha以上）
- ・三大都市圏の既成市街地、重点供給地域、県庁所在地、一定の条件を満たす中心市街地等
- ・原則として概ね1ha以上かつ重点整備地区面積の20%以上の拠点の開発を行う区域を含む

## 街なか居住再生型の地区要件

### 【整備地区の要件】

- ・重点整備地区を一つ以上含む地区
- ・整備地区の面積が概ね5ha以上（重点供給地域は概ね2ha以上）

### 【重点整備地区の要件】

- ・重点整備地区の面積が概ね1ha以上30ha以下（重点供給地域は概ね0.5ha以上30ha以下）
- ・一定の条件を満たす中心市街地
- ・重点整備地区で概ね50戸以上かつ10戸/ha以上の住宅整備を行う

## 地区内の公共施設の整備

### 道路・公園等の整備



### コミュニティ施設の整備

（集会所、子育て支援施設等）



### 空き家等の活用

・空き家又は空き建築物の取得（用地費は除く。）、移転、増築、改築等



（交付率：1/3）

## 良質な住宅の供給

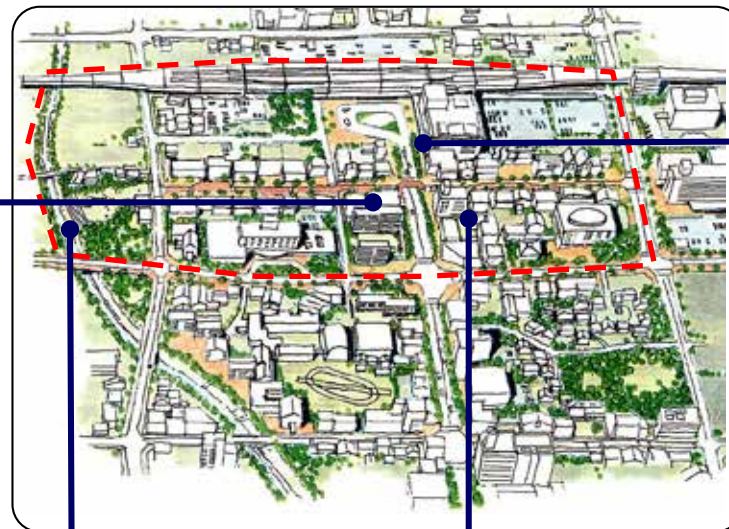
### 拠点開発地区における良質な住宅の供給



### 市街地住宅等整備事業

調査設計計画、土地整備、共同施設整備

（交付率：1/3）



## 事業に関連する公共施設の整備

### 道路・都市公園・河川等の整備

### 関連公共施設整備

（交付率：通常事業に準ずる）

## 受け皿住宅の整備

### 従前居住者用の受け皿住宅の整備

### 都市再生住宅等整備事業

調査設計計画、従前居住者用賃貸住宅整備等（交付率：1/3、1/2）

# 団地再生や再開発事業に併せた建築物におけるテレワーク環境整備の促進

「新たな日常」に関する多様なニーズを踏まえ、テレワーク環境の充実を図るため、団地再生や再開発事業に併せた建築物におけるテレワーク拠点施設の整備に対する支援を行う。

## テレワーク拠点施設の整備に対する支援の概要

### 住宅市街地総合整備事業(住宅団地ストック活用型)

令和3年度当初予算 社会資本整備総合交付金等の内数

#### 団地再生に併せたテレワーク拠点施設の整備

**下線部**は令和2年度第3次補正予算における拡充事項

住宅団地の機能強化を図るため、住宅市街地総合整備事業（住宅団地ストック活用型）の補助対象に**コワーキングスペース**等の整備費を追加する。

共同住宅等の既存ストックの改修による高齢者支援施設、子育て支援施設、**コワーキングスペース**、生活サービス拠点となる施設や住替支援施設（生活支援施設）の整備を支援

- 補助率
- ・地方公共団体の場合  
国1/3、地方2/3
  - ・民間事業者の場合  
国1/3、地方1/3、民間1/3



コワーキングスペース整備のイメージ

### 防災・省エネまちづくり緊急促進事業

令和3年度当初予算 77.94億円

#### 先導的な再開発事業におけるテレワーク拠点施設の整備

**下線部**は令和2年度第3次補正予算における拡充事項

##### < 必須要件 >

- ・ 防災対策
- ・ 省エネルギー対策
- ・ 環境対策
- ・ 高齢者等配慮対策
- ・ 子育て対策

##### < 選択要件 >

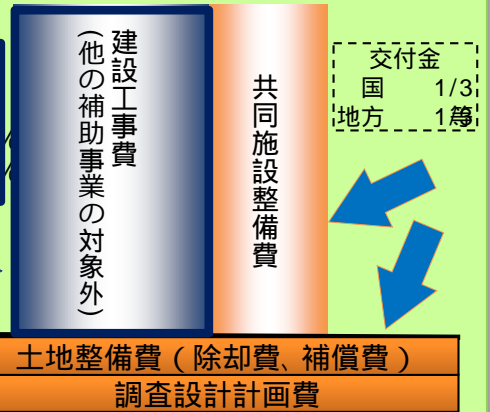
- ・ 防災対策
- ・ 環境対策
- ・ 子育て対策
- ・ 生産性向上
- ・ **働き方対策（テレワーク拠点（コワーキングスペース等）の整備）**



##### 【支援イメージ】

＜補助率＞	
必須要件のみ	3%
必須要件 + 選択要件(1項目)	5
必須要件 + 選択要件(2項目)	7

国の直接支援  
(防省緊)



# 住生活基本計画



## 住生活基本法

平成18年6月施行

## 住生活基本計画 (全国計画)

【計画期間】 平成28年度～37年度

おおむね5年毎に見直し

## 新たな住生活基本計画 (全国計画)

【計画期間】 令和3年度～令和12年度

### 住生活をめぐる現状と課題

#### 世帯の状況

- ・子育て世帯数は減少。高齢者世帯数は増加しているが、今後は緩やかな増加となる見込みである。
- ・生活保護世帯や住宅扶助世帯数も増加傾向にある。

#### 気候変動問題

- ・IPCC(気候変動に関する政府間パネル)から「2050年前後に世界のCO<sub>2</sub>排出量が正味ゼロであることが必要」との報告が公表。
- ・「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現」を宣言し、対策が急務となっている。

#### 住宅ストック

- ・旧耐震基準や省エネルギー基準未達成の住宅ストックが多くを占めている。既存住宅流通は横ばいで推移している。
- ・居住目的のない空き家が増加を続ける中で、周辺に悪影響を及ぼす管理不全の空き家も増加している。

#### 多様な住まい方、新しい住まい方

- ・働き方改革やコロナ禍を契機として、新しいライフスタイルや多様な住まい方への関心が高まってきている。
- ・テレワーク等を活用した地方、郊外での居住、二地域居住など複数地域での住まいを実践する動きが本格化している。

#### 新技術の活用、DXの進展等

- ・5Gの整備や社会経済のDXが進展し、新しいサービスの提供や技術開発が進んでいる。
- ・住宅分野においても、コロナ禍を契機として、遠隔・非接触の顧客対応やデジタル化等、DXが急速に進展している。

#### 災害と住まい

- ・近年、自然災害が頻発・激甚化。あらゆる関係者の協働による流域治水の推進等、防災・減災に向けた総合的な取組が進んでいる。
- ・住まいの選択にあたっては、災害時の安全性のほか、医療福祉施設等の整備や交通利便性等、周辺環境が重視されている。

上記課題に対応するため、3つの視点から8つの目標を設定し、施策を総合的に推進

#### 「社会環境の変化」の視点

- 目標1 新たな日常、DXの推進等
- 目標2 安全な住宅・住宅地の形成等

#### 「居住者・コミュニティ」の視点

- 目標3 子どもを産み育てやすい住まい
- 目標4 高齢者等が安心して暮らせるコミュニティ等
- 目標5 セーフティネット機能の整備

#### 「住宅ストック・産業」の視点

- 目標6 住宅循環システムの構築等
- 目標7 空き家の管理・除却・利活用
- 目標8 住生活産業の発展

## 目標3

## 子どもを産み育てやすい住まいの実現

## (1) 子どもを産み育てやすく良質な住宅の確保

## (基本的な施策)

住宅の年収倍率の上昇等を踏まえ、時間に追われる若年世帯・子育て世帯の都心居住ニーズもかなえる住宅取得の推進

駅近等の利便性重視の共働き・子育て世帯等に配慮し、利便性や規模等を総合的にとらえて住宅取得を推進。子どもの人数、生活状況等に応じた柔軟な住替えの推進

民間賃貸住宅の計画的な維持修繕等により、良質で長期に使用できる民間賃貸住宅ストックの形成と賃貸住宅市場の整備

防音性や省エネルギー性能、防犯性、保育・教育施設や医療施設等へのアクセスに優れた賃貸住宅の整備

## (2) 子育てしやすい居住環境の実現とまちづくり

## (基本的な施策)

住宅団地での建替え等における子育て支援施設や公園・緑地等、コワーキングスペースの整備など、職住や職育が近接する環境の整備

地域のまちづくり方針と調和したコンパクトシティの推進とともに、建築協定や景観協定等を活用した良好な住環境や街なみ景観の形成等

## (成果指標)

- ・ 民間賃貸住宅のうち、一定の断熱性能を有し遮音対策が講じられた住宅の割合 約1割 (H30) 2割 (R12)
- ・ 公的賃貸住宅団地 (100戸以上) における地域拠点施設併設率 29% (R元) おおむね4割 (R12)

## 目標4

## 多様な世代が支え合い、高齢者等が健康で安心して暮らせるコミュニティの形成とまちづくり

## (1) 高齢者、障害者等が健康で安心して暮らせる住まいの確保

## (基本的な施策)

改修、住替え、バリアフリー情報の提供等、高齢期に備えた適切な住まい選びの総合的な相談体制の推進

エレベーターの設置を含むバリアフリー性能やヒートショック対策等の観点を踏まえた良好な温熱環境を備えた住宅の整備、リフォームの促進

高齢者の健康管理や遠隔地からの見守り等のためのIoT技術等を活用したサービスを広く一般に普及

サービス付き高齢者向け住宅等について、地域の需要や医療・介護サービスの提供体制を考慮した地方公共団体の適切な関与を通じての整備・情報開示を推進

## (2) 支え合いで多世代が共生する持続可能で豊かなコミュニティの形成とまちづくり

## (基本的な施策)

住宅団地での建替え等における医療福祉施設、高齢者支援施設、孤独・孤立対策にも資するコミュニティスペースの整備等、地域で高齢者世帯が暮らしやすい環境の整備

三世代同居や近居、身体・生活状況に応じた円滑な住替え等を推進。家族やひとの支え合いで高齢者が健康で暮らし、多様な世代がつながり交流する、ミクストコミュニティの形成

## (成果指標)

- ・ 高齢者の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 17% (H30) 25% (R12)
- ・ 高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合 2.5% (H30) 4% (R12)